

許認可等の種類	入札に参加する資格の審査
担当部署	総務部 管財課
法令名 根拠条項	三好市物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱 第5条
審査基準	<p>【根拠条文】 (資格審査) 第5条 市長は、前条の規定により申請書等の提出を受けたときは、次に掲げる次項について審査する。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 営業年数(2) 従業員数(3) 営業実績(4) 自己資本の額 <p>2 前項の規定による審査は、前条ただし書の規定により申請書が提出された場合を除き、毎年4月1日以後で当該年度最初の市発注物品納入業者選定日までに行うものとする。</p> <p>【基準】 (入札に参加することができない者) 第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、入札に参加することができない。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者(2) 破産者で復権を得ない者
標準処理期間 (設定しないもの についてはその理由)	未設定 (調査等に時間を要するため、一律に標準処理期間を設定することが困難である。)
設定年月日	平成27年 2月 2日設定 (平成 年 月 日最終変更)